

カナダ ノバスコシア州における  
サイバー安全法の概要

岡田 好史



## I はじめに

今日、情報通信技術（Information and Communication Technology : ICT）の進展とともに、ICT を介したコミュニケーションは、我々の社会生活にとって必要不可欠な存在となりつつある。オープン・ネットワークとして多数人に開かれているインターネット上の様々なメディアを通じて、私たちは膨大な量の情報収集を行うことが可能となるとともに、個人の主体的な情報の発信により地球規模のコミュニケーションの可能性を大きく広げている。

他方で、ネットワーク上に有象無象の情報、とりわけ違法な情報や有害な情報を発信する誘因ともなり、ネットワーク利用者の拡大やサイバースペース上でのコミュニケーションの進展と相まって、コンピュータ・ネットワーク上における名誉毀損・誹謗中傷の問題を顕在化<sup>(1)</sup>させている。

社会のコンピュータ化が進み、我々の社会の中に ICT が取り入れられ、個々のコンピュータ端末のみならず今や携帯電話までもがネットワーク端末の一翼を担うようになったことで、コンピュータ・ネットワークに参入する垣根は下<sup>(2)</sup>がった。今日では、生まれながらに ICT に親しんでいるデジタルネイティブ

---

(1) 警察庁「平成25年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」〈<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf/01-2.pdf>〉(2014年10月26日確認)によると、2013年中に各都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口等に寄せられたサイバー犯罪等に関する相談の受理件数の中で、名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談は、9,425件であり、その他を除くと、詐欺・悪質商法、迷惑メールに関する相談に次ぐ件数となっている。

(2) 2001年にマーク・プレンスキーが、最近の学生は、デジタル言語のネイティブスピーカーであり、デジタルネイティブと呼ぶのが相応しいと述べたのが嚆矢とされ (*Marc Prensky, Digital Natives, Digital Immigrants*, 9(5) *On the Horizon* 1(2001))、ピーター・ソンダーガードの2006年の講演およびNHKスペシャル「デジタルネイティブ次代を変える若者たち」(2008年11月10日放送)をきっかけにして人口に膾炙するようになったといわれる。プレンスキーはこれ以上の定義をしていないが、ピーター・ソンダーガードは、1990年以降生まれのITに慣れ親しんだ子供たちのことを「デジタル・ネイティブ」と定義した(渡辺一正「『デジタル・ネイティブを意識したIT戦略が急務に』、米ガート

と呼ばれる世代が登場し、積極的に情報を発信する者もあらわれている。インターネット上のコミュニケーションの場も、電子メール、ニューズグループ、電子掲示板といった旧来のものから、ブログ、SNS（Social Networking Service）など様々なサービスが登場し、利用されている。今や通信手段としても情報発信の媒体としてもインターネットの存在を無視して考えることはできなくなってきた。

コンピュータには、①道具性、②データ処理の大量・高速性、③記録の不可視性、④データ処理のリアルタイム（即時）性、集中性等といった特性がある。また、コンピュータ・ネットワークには、①匿名性、②不特定多数性、③空間超越性等といった特性がある。このため、不正行為が行われた場合の「犯行」場所や、方法を確定しにくくしている。

コンピュータ・ネットワークを介したコミュニケーションの世界では文字によるコミュニケーションが中心であり、相手の顔が見えず、表情や口調が伝わらないため、ネットワーク上でのそのような表現に起因する諍いを生じさせたり、軽い気持ちでした表現から紛争を生じさせたりすることとなり、社会問題

---

ナー リサーチ部門最高責任者のピーター・ソンダーガード氏〈<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20061025/251769/>〉（2014年10月26日確認）、James Niccolai, *Chief execs grapple with web 2.0*〈<http://www.cio.co.uk/news/967/chief-execs-grapple-with-web-20/?pn=3>〉（2014年10月26日確認）。また、ベン・バハリンは、ミレニアル（Millennials）〔1970年代後半から2000年前後に生まれた世代〕の中でも基本的に1980年から2002年の間に生まれた人、この年齢層の中でも若い方のグループを指すと指摘し（三村忠史、倉又俊夫、NHK「デジタルネイティブ」取材班『デジタルネイティブ—次代を変える若者たちの肖像』日本放送出版協会（2009年）44頁以下）、ドン・タブスコットは、1977年から1997年に生まれ、デジタルメディアに囲まれて育った最初の世代をネット世代と位置付けており（Don Tapscott, *Grown up Digital: How the Net Generation Is Changing Your World 2*（2008）（栗原潔訳『デジタルネイティブが世界を変える』翔泳社（2009）3頁）、橋元良明教授も同様に、1976年前後生まれの新しいメディア環境で生まれた若者をデジタルネイティブと定義している（橋元良明『メディアと日本人—変わりゆく日常』岩波書店（2011年）149頁）。

ともなっている。

文部科学省の調査<sup>(3)</sup>によると、全国の学校が2013（平成25）年度に把握したいじめは18万5,860件であり、前年度から約1.2万件の減となった。「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号）が施行され1年が経過し、早期発見に力が入れられてきたことによるものと思われるが、その一方で生徒・児童等によるインターネット上の掲示板等を利用して、パソコンやスマートフォンを使った特定の児童生徒に対する誹謗・中傷等のいじめ行為、いわゆる「ネットいじめ」は増加しているとされ<sup>(4)</sup>、諸外国においても問題となっている<sup>(5)</sup>。

本稿においては、日本における同種事案の示唆を得るために、強姦された画像をインターネット上に流布されたカナダのノバスコシア州の女子高校生が、1年半にわたるネットいじめに耐え切れず命を絶った事件<sup>(6)</sup>をきっかけに、ネットいじめの防止とそれに対する迅速な対応を目的として2013年に制定された同

---

(3) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/10/\\_icsFiles/afiedfile/2014/10/16/1351936\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afiedfile/2014/10/16/1351936_01_1.pdf)〉（2014年10月26日確認）

(4) 「今、学校で～深刻化するネットいじめ（上）」〈<http://sankei.jp.msn.com/life/news/130825/edc13082511110000-n1.htm>〉、「同（中）」〈<http://sankei.jp.msn.com/life/news/130826/edc13082613130000-n1.htm>〉、「同（下）」〈<http://sankei.jp.msn.com/life/news/130827/edc13082716000004-n1.htm>〉（2014年10月26日確認）

(5) See, EMILY BAZELON, STICKS and STONES: DEFEATING the CULTURE of BULLYING and REDISCOVERING the POWER of CHARACTER and EMPATHY (2014).

(6) *Canadian teen commits suicide after alleged rape, bullying* 〈<http://edition.cnn.com/2013/04/10/justice/canada-teen-suicide/>〉, *Rape, bullying led to N. S. teen's death, says mom* 〈<http://www.cbc.ca/news/canada/nova-scotia/rape-bullying-led-to-n-s-teen-s-death-says-mom-1.1370780>〉（2014年10月26日確認）

(7) *Rehtaeh Parsons: Father of cyberbully victim speaks out* 〈<http://www.bbc.com/news/magazine-26723618>〉, *Proposed cyberbullying law draws NDP support* 〈<http://www.cbc.ca/news/politics/proposed-cyberbullying-law-draws-ndp-support-1.1323937>〉（2014年10月26日確認）

州の「ネットいじめの防止及び対処に関する法律」(An Act to Address and Prevent Cyberbullying)<sup>(8)</sup> (2013年州法2号)、通称「サイバー安全法」(the Cyber-safety Act) を紹介することとしたい。

## II サイバー安全法の概要

### (1) 「ネットいじめ」(Cyberbullying) の定義

同法では、「ネットいじめ」を「いかなる形であれ、恐怖、脅迫、屈辱、その他の他人の健康、精神的安定、自尊心、評判への損害又は傷害、及びそのようなコミュニケーションの助長を惹起することが意図、又は合理的に予測され、このような大多数を制限することなく、一般的に反復又は継続的な効果を伴い、コンピュータ、他の電子機器、ソーシャルネットワーク、テキストメッセージ、インスタントメッセージ、ウェブサイト、電子メールを含む技術の使用を介する電子通信を意味する。」と定義している(3条1項b号)。

### (2) 保護命令

4条以下において、ネットいじめの被害者が、いじめ被害からの保護を求める命令について定めている。

保護命令の申請にあたっては、被申請者に知られることなく手続きを進めることができ、書面によるほか電話等の通信手段を利用して行うこともできるようになっている(4条)。

いじめをしている者が氏名不詳で確認することができない場合にあっては、IPアドレス、ユーザー名、ユーザーアカウント、電子メールアドレス等による特定で足りるとし(5条)、保護命令により、対象者に対して、①インターネットを通じて行われるいじめの禁止、②いじめ被害者等への連絡、接触の制

---

(8) Ch. 2, Acts of 2013. <<http://nslegislature.ca/legc/PDFs/annual%20statutes/2013%20Spring/c002.pdf>> (2014年10月26日確認)

限又は禁止、③いじめ被害者に関する事項の通信の制限又は禁止、④電子的通信利用の制限又は禁止、⑤一時的又は恒久的な電子機器の使用禁止、⑥インターネット・サービス・プロバイダのサービス利用の禁止、⑦その他被害者保護のために必要とされる事項を1年間を期限として命じることができるとしている（9条）。

保護命令の違反に対しては、即決判決により5,000カナダドル以下の罰金若しくは6月以下の自由刑に処し、又はこれを併科することとしている（19条）。

### （3） ネットいじめに対する不法行為責任

ネットいじめ加害者の行為を不法行為とし（21条）、いじめに加わった者に対して、加重的、懲罰的損害賠償を含む損害賠償を認めている（22条1項a号）。被告が未成年である場合にはその親が、いじめが行われている間に合理的な監督を行使したこと等が認められない限り損害賠償責任を負う（同3項）。合理的な監督の行使の判断にあたっては、被告の年齢、事前の行為、心身の能力、心身の障害、親の渡した電子機器をいじめに使用したかどうか、電子機器を使用する上で親が課した条件等が考慮される（同4項）。

### （4） 教育法の一部改正

サイバー安全法4章の規定により教育法（the Education Act）は一部改正され、秩序ある安全な学習環境を促進する目的で、安全で礼儀正しい電子通信を促進し、奨励するため、教育委員会と州政府の各部局は連携しなければならないとされた（教育法64条2項rc号）。また、教育及び幼児発育（Education and Early Childhood Development）大臣は、いじめやネットいじめ事件を含む破壊的行動や深刻な破壊的行動の結果、生徒に関する公立学校の校則を含む学校や生徒の安全の促進に関する校則ポリシーを制定し（141条1項ja号）、生徒や学校職員によるネットワーク濫用の影響についての規定を含む州の公立学校

のネットワークアクセス及びネットワーク使用ポリシーを定め（同条 jb 号）、少なくとも 2 年に 1 度、141 条 1 項 ja 号の下で定められたポリシーを実施するための規則を検討しなければならないとされた（同条 2 項）。

（5） より安全な地域社会及び近隣住民法の一部改正

より安全な地域社会及び近隣住民法（the Safer Communities and Neighbourhoods Act : SCAN 法）では、地域住民からの通報を受けて、州司法省公衆安全局が、地域社会の風紀保持の目的のため、違法薬物の売買等が行われているおそれがある建物等の調査等することができる旨定めている（3 条 1 項）。同種の法は他州にも存在するが、ネットいじめを対象としたのは、ノバスコシア州がカナダで最初である。そして、SCAN 法に基づき一般公衆からネットいじめの通報を受け付け、調査する部署として、州司法省公衆安全局内にサイバー SCAN 調査班（CyberSCAN Investigation Unit）が設けられた。

サイバー SCAN 調査班は、ネットいじめを防止するために、被害者やその家族、学校等と協力し、苦情を調査し、証拠を収集し、必要であればいじめ防止命令を申請したり、警察に事件を参考として送致したりすること等の多様な手段を通じて、ネットいじめの解決に取り組んでいる。現在は、社会学と犯罪学を学び、修復的司法における調停と紛争解決の経験を含む刑事司法制度における経験を有する保護観察官、教育委員会で警察関連活動を担当し、学校でのいじめの問題に関わってきた者、オンブズマンとして、政府における子どもや若者の権利の拡充に努めてきた者、警察官として技術に通じている者、刑事責任につながるいじめや非行についての調査経験を持つ保護観察官の 5 人の職員により構成されている<sup>(10)</sup>。

---

（9） オンタリオ州、マニトバ州、サスカチュワン州、アルバータ州、ニューファンドランド・ラブラドール州、ノースウエスト準州、ユーコン準州（2014年10月現在）。

（10） [http://novascotia.ca/just/cyberscan\\_unit.asp](http://novascotia.ca/just/cyberscan_unit.asp)（2014年10月26日確認）



### Ⅲ サイバー安全法 試訳

#### ネットいじめの防止及び対処に関する法律

1 この法律は、サイバー安全法として引用することができる。

2 この法律は、ネットいじめに対処し、ネットいじめを防止するために用いられうる行政上及び裁判上の手続を創出することにより、より安全なコミュニティを提供することを目的とする。

#### 3 (1) この法律において

(a) 「裁判所」は、ノバスコシア州最高裁判所を意味し、裁判所の裁判官を含む。

(b) 「ネットいじめ」は、いかなる形であれ、恐怖、脅迫、屈辱、その他人の健康、精神的安定、自尊心、評判への損害又は傷害、及びそのようなコミュニケーションの助長を惹起することが意図、若しくは合理的に予測され、このような大多数を制限することなく、一般的に反復若しくは継続的な効果を伴い、コンピュータ、他の電子機器、ソーシャルネットワーク、テキストメッセージ、インスタントメッセージ、ウェブサイト、電子メールを含む技術の使用を介する電子通信を意味する。

(c) 「電子的」には、デジタル形式、電子的、磁氣的、光学的手段、又はそれらの手段と同様の作成、記録、伝送、若しくは記憶のための機能を有する任意の他の手段による無形の方式で、作成され、記録され、送信若しくは蔵置されたものを含む。

(d) 「大臣」とは、司法大臣を意味する。

(e) 「未成年者」とは、19歳未満の者をいう。

(f) 「親」には、未成年者に関して、法の下で未成年者に法的義務を提供するあらゆる者、又は法律上若しくは事実上、未成年者に親権または監督

権を有するすべての者を含む。

(2) この法律は、ネットいじめにおよんだ者が未成年者であり、その者の親が、次の場合にあるときのためのものである。

(a) その活動を知り

(b) 恐怖、脅迫、屈辱、苦痛、その他人の健康、精神的安定、自尊心、評判への危害を惹起することを知り、又は合理的に予測し

(c) 親がネットいじめにおよび、活動の続行を防止するための措置をとることができない。

## 第1章 保護命令

### 4 本章において

(a) 「申請者」とは、保護命令を申請する者をいう。

(b) 「警察官」とは警察法で定義されている機関の構成員を意味する。

(c) 「保護命令」とは、第8条の下でなされる命令を意味する。

(d) 「被申請者」とは、保護命令が求められている者に対する者をいう。

(e) 「指定者」は、保護命令で指定された者をいい、保護命令で指定された集団の構成員を含むものである。

(f) 「対象者」とは、ネットいじめが行われたと主張し、保護命令を申請する者を意味する。

5(1) 保護命令の申請は、次の場合に、規則で定められた形式や方法で、被申請者に通知することなく、司法手続きを行うことができる。

(a) 対象者が未成年者ではない場合。又は

(b) 対象者が未成年者である場合には、

(i) 対象者の親、

(ii) この目的のための規制によって指定された者、又は

(iii) 警察官

(2) 第3号を受けて、保護命令の申請には、ネットいじめに使用されているとされる電子機器、IPアドレス、ウェブサイト、ユーザー名、ユーザーアカウント、電子メールアドレス、その他一意の識別名に関連付けられたすべての人、又はその者が未成年者である場合にはその親を被申請者として記名しなければならない。

(3) 被申請者の氏名が不明であり、容易に確認することができない場合には、保護命令の申請は、申請書におけるネットいじめに使用されているとされるIPアドレス、ウェブサイト、ユーザー名、ユーザーアカウント、電子メールアドレス、又はその他一意の識別名による特定をもって被申請者を特定したものとす。

(4) 保護命令の申請は、次の場合に申請ができる。

(a) 申請者本人によるか、又は

(b) 本人、若しくは申請者の同意を得た、弁護士、警察官、又はこの目的のための規則によって指定された人による電話ないしその他の通信手段による。

(5) 保護命令の申請を裏付けるために示された証拠は、宣誓に基づき求められなければならない。

6(1) 電話ないしその他の通信手段により保護命令の申請書を提出する者には、次のことが要求される。

(a) 申請書が提出された時点で、申請書を裏付ける文書を保有していること。

(b) 裁判所にとって申し分のない方法で、裁判所に対し文書の内容を連絡すること。及び

(c) 規則で定められた方法により、できる限り速やかに裁判所に文書を送ること。

(2) 裁判所により宣誓と証拠が逐語的に記録されている場合には、司法省は人に宣誓をさせ、電話でその者の証拠を受け取ることができる。

(3) 裁判所は2号に基づき、できるだけ速やかに、合理的に可能であるように、裁判所の受理した宣誓、証拠の記録や謄本日時及び内容を証明すべきであり、記録または謄本を裁判所事務官に提出しなければならない。

(4) 保護命令の申請を聴取した裁判官は、必ずしも、保護命令を作成すべきか決定する前に、第1項第c号に基づく文書が送られるのを待つ必要はない。

(5) 電話又はその他の通信手段によって提出された申請書に基づく保護命令は、本人が提出した申請書に基づく保護命令と同じ効果がある。

7 保護命令の申請が5項3号の方法で被申請者を特定する場合には、司法省は、次のことをなす。

(a) その者が未成年者であるか、親である場合に、親権者、あるいは、所有権に配慮し情報の管理権を有する者、ネットいじめに使用されていると特定されている任意の電子機器、または任意のIPアドレス、ウェブサイト、ユーザー名やユーザーアカウント、電子メールアドレスまたは他の一意の識別子を使用している者に、被申請者の識別に役立つ情報を開示することを命ずること。

(b) 被申請者を特定するのに必要なその他の命令を下すこと。

8 申請の際、裁判官が以下のような相当の理由があると判断した場合、裁判所は、保護命令を出すことができる。

(a) 被申請者が対象者へのネットいじめに関与しており、かつ

(b) 申請者には、被申請者がこれからもネットいじめに従事するであろうということを信ずるに足りる合理的な理由がある。

9(1) 保護命令には、裁判所が対象者の保護のために必要又は望ましいと考える次の規定を含むことができる。

(a) 被申請者にネットいじめを禁止する条項

(b) 対象者又は指定された者と、直接的若しくは間接的に連絡若しくは接触することを被申請者に制限若しくは禁止する条項

(c) 対象者又は指定された者について、直接的若しくは間接的に通信することを被申請者に制限若しくは禁止する条項

(d) 指定された又はあらゆる電子的通信の手段を用いることを被申請者に禁止若しくは制限する条項

(e) 指定期間、又は期間の定めなく、被申請者と関連する、若しくはネットいじめのために被申請者により使用されている IP アドレスに接続可能な電子機器を没収する命令

(f) 被申請者にインターネット・サービス・プロバイダからサービスを受けることを中止させることを求める命令

(g) その他裁判所が対象者の保護のために必要または望ましいと考える条項

(2) 裁判所は、1年を超えない期間で保護命令を出すことができる。

10(1) 保護命令を行う裁判所は、すぐにその文書の謄本の手配をしなければならない。

(2) 裁判所は、裁判所事務官に対し、すみやかに保護命令の謄本および申請書を裏付けるために提出された各文書を送付しなければならない。

11(1) 保護命令は、規則で定める方法により被申請者に送達されなければならない。

(2) 被申請者は、保護命令を受けるまで命令に拘束されない。

(3) 裁判所に申請する上で、次号の各場合にも、保護命令が出ているものとする。

(a) 被申請者に対する保護命令の送達または代替送達の試みが失敗したときであり、かつ

(b) 被申請者が送達を回避したときは、裁判所は命令により、保護命令の送達を免除されうる。その場合、保護命令は被申請者に送達されたものとみなされ、保護命令通知は到達したものとされる。

(4) 対象者が12歳以上の未成年者である場合には、対象者は規則で定める方法により保護命令は執行されなければならない。

(5) 対象者が未成年である場合には、対象者の親は規則で定める方法により保護命令を執行されなければならない。

12(1) できる限りすみやかに、保護命令を行った後ないし2営業日内のいずれかの場合に、裁判所は、所定の方法で、裁判所に、命令の写し及び手続の謄本又は記録を含むすべての裏付け文書を送付しなければならない。

(2) 当該期間における裁判所による保護命令及び裏付け文書の受領は、規則に定められた方法により、裁判所が司法手続きより先に命令の裏付となる十分な証拠があると確信した場合には、裁判所は当該命令を検討の上、次号のとおりにしなければならない。

(a) 命令を確認する。又は

(b) 命令を変更させ、確認又は変更され次第、命令は、裁判所の命令であるとみなされる。

(3) 保護命令の検討の場合に、裁判所は司法手続きより先に命令の裏付と

なる十分な証拠があると確信していない場合には、裁判所は、訴訟となる前に一部又は全部につき聴聞を実施しなければならない。

(4) 裁判所が聴聞を実施する場合には、裁判所事務官は、以下のことをしなければならない。

(a) 訴訟となる前に、被申請者が表示された必要な規定形式の召喚状を発行すること。及び

(b) 対象者が未成年者である場合、対象者あるいは対象者の親に聴聞する旨を通知すること。ただし、対象者が未成年者である場合、対象者、又は対象者の親には出席する権利があり、対象者自ら又は弁護士により、聴聞に本格的に参加することができる。

(5) 司法手続きより前にあった証拠は、証拠として考慮されなければならない。

(6) 被申請者が聴聞に出席することに失敗した場合には、保護命令は、被申請者のいない状態で確認することができる。

(7) 聴聞では、裁判所は、保護命令を確認、終了または変更させることができる。

13(1) 裁判所は、次のようにすることが適切であり、かつ当然であると確信した場合、申請に基づき、保護命令後でも、裁判所の命令により、保護命令を確認または変更することができる。

(a) 命令の期間や条件を削除又は変更する。

(b) 命令に期間や条件を追加する。又は

(c) 命令を取り消す。

(2) 裁判所が、保護命令が変更ないし取消されるべきだという合意が存在するが、合意が自由かつ任意であることを充たしていないと勧告を受けた場合、裁判所は、法的又は他の助言を得ることを可能にするために聴聞を延期す

ることがある。

(3) 本条に従ってなされる命令については、第11条を準用する。

14(1) 被申請者又は申請者はノバスコシア州控訴裁判所に控訴することができ、決定は民事訴訟法に従い、法律問題については、第12条ないし第13条の下でなされる。

(2) 上訴は手続の中止をもたらさない。かつ、ノバスコシア州の最高裁判所裁判官又はノバスコシア州控訴裁判所の他の命令を除き、控訴が出願されていないかのように控訴に基づく保護命令は執行されうる。

15(1) 新しい保護命令の申請は、次の場合に、第5条に従ってなされうる。

(a) 保護命令の有効期限が切れているか、又は次の30日以内に期限切れになる。

(b) 保護命令の継続的な必要性が存在すると考えられる。

(2) 被申請者の保護命令の遵守は、それ自体で保護命令の継続的な必要性がないということを意味しない。

16(1) 何人も、保護命令の申請に係る手続に関与する者が未成年者である場合には、その者の氏名、又はその者を特定する可能性が高い情報を公表又は送信してはならない。

(2) 確実性を高めるために、一度申請されれば対象者、被申請者、又は証人がもはや未成年者ではないとしても、第1項は適用される。

17 裁判所が、公表または送信がその者の安全や安寧を危険にさらすことになると確信した場合、保護命令に係る手続に関与する者の請求により、裁判所は、保護命令に係る手続に関与した者の氏名又はその者を特定する可能性が高



い任意の情報の公表若しくは送信を禁止する命令を下すことができる。

18(1) 第16条に違反した者、又は第17条に基づき出された命令に違反した者には、当該各号に定める刑を科する。

(a) 個人の場合、5,000ドル以下の罰金若しくは2年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

(b) 法人の場合、50,000ドル以下の罰金に処する。

(2) 第16条に違反し、又は第17条に基づき出された命令に違反して、法人を監督し、認可し、賛同し、許可し、関与し、黙認する役員、理事、従業員又は代理人は、法人が訴追されたか、有罪判決を受けたかにかかわらず、第1項に基づき刑を科される。

19(1) 何人も保護命令に違反してはならない。

(2) 何人も保護命令が出ていることを知って、その命令に違反する活動をもたらし、助長し、可能にすることをしてはならない。

(3) 第1項又は第2項に違反した者は、即決判決により5,000ドル以下の罰金若しくは6月以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

20(1) 大臣は、本章の目的のために規則を定めることができる。

(a) 保護命令の申請を出すために用いられる形式及び保護命令の申請の送達を含む、保護命令の申請の間の手続き、保護命令の申請の聴聞の間の手続きに関して

(b) 保護命令の形式に含まれる情報を含む他の形式に関して

(c) 第5条を目的とした人又は人の分類の指定に関して

(d) 保護命令及び裁判官による裁判所への他の文書の転送に関して

(e) 裁判所が保護命令を検討し、当該命令を確認ないし変更しなければ

ならない期間の指定に関して

(f) 代替送致及び反証可能な推定を含む通知、送達され、発行され又は特定の日付に作成された召喚状や、必要なその他の書類の送達の形式及び方法に関して

(g) 大臣が本章の趣旨と目的を実行するのに必要ないし望ましいと考える事柄に関して

(2) 第1項に含まれる大臣の権限行使は、規則法の範囲内で規制される。

## 第2章 ネットいじめに対する責任

21 ネットいじめを他人に行う者は、その者に対する不法行為をなしたものと  
する。

22(1) ネットいじめに加わった者に対し、裁判所は以下のことをなしうる。

(a) 一般的、特別的、加重的、及び懲罰的損害賠償を含む原告への損害賠償。

(b) 裁判所が状況に応じて適切と決定したとき、期間及び条件のもとで差止命令を発行すること。及び

(c) 裁判所が状況に応じて公正かつ合理的と考える他の命令を発すること。

(2) ネットいじめに加わった者に対する損害賠償において、裁判所は、以下のことを含む当該事件のすべての状況を考慮しなければならない。

(a) 原告特有の傷つきやすさ

(b) 被告の行為のあらゆる側面

(c) 原告と被告の間の既存の関係の性質

(3) 被告が未成年である場合には、被告の親は、被告が損失又は損害賠償

を与えた活動を行っている間、親が被告に合理的な監督を行使したこと、及び損失又は損害を生じさせた活動をなした被告を防止若しくは阻止するために合理的な努力をしたと裁判所を満足させない限り、原告に対して損害賠償の連帯責任を負う。

(4) 第3項のため、親が被告に合理的な監督を行使するかどうか決定する際に、被告が損失又は損害賠償を生じさせたか、損失又は損害賠償をもたらした活動を行っている間、被告を防止若しくは阻止するために合理的な努力をしたとき、裁判所は以下の項目を考慮しうる。

- (a) 被告の年齢
- (b) 被告の事前の行為
- (c) 被告の心身の能力
- (d) 被告の精神又は他の医学的障害
- (e) 被告はいじめのために親の渡した電子機器を使用したかどうか
- (f) 被告が電子機器を使用する上で親が課す条件
- (g) 被告がいじめをしている間、親の直接の監督下にあったかどうか
- (h) 被告がいじめをしている間、親の直接の監督下になかったという場合には、親が被告の監督のために合理的な取り決めをしていないことで分別をわきまえずに行動したどうか
- (i) その他、裁判所が関連すると考えるあらゆる事項

### 第3章 総 則

23 この法律において追加される救済請求権または救済方法は、コモンロー又は制定法による他人に有効な他のいかなる救済請求権又は救済方法に影響を及ぼさない。

24(1) 評議会における知事は、次のために規制を制定することができる。

(a) この法律において用いられているが定義されていない語や字句を定義すること。

(b) この法律において用いられている語や字句をさらに定義すること。

(c) 評議会における知事が、この法律の趣旨と目的を効果的に実行するために必要または望ましいと考えるあらゆる物事を尊重すること。

(2) 1項に含まれる権限の行使は、規制法の意義の範囲内で規制される。

## 第4章 教育法

25 1995-1996年法第1章第64条第2項、2002年法第5章、2005年法第16章、2008年法第54章、2012年法第14章、2012年法第50章を次のとおり改める。

(a) r号の3行目の「大臣」のすぐ後に「そして2年に1回、少なくとも政策を見直す」と追加する。及び

(b) rb号のすぐ次に「(rc) 秩序ある安全な学習環境を促進する目的で、安全で礼儀正しい電子通信を促進し、奨励するため政府各部署と協力する。」の号を追加する。

26 第1章第121条及び第122条を廃止し、以下の条文に改める。

120 A 第121条及び第122条における「破壊的な行動」と「深刻な破壊的な行動を」は規則で定義される通りの意味である。

121 クラスの生徒が破壊的な行動や深刻な破壊的な行動に関与している場合には、クラスの教師は生徒にクラスへの居残りを命ずることができ、生徒を学校長に委ねなければならない。

122 公立学校に在籍する生徒が、以下の行為に関与し、学校の学習環境を著しく破壊した場合には、学校長、又は学校の担当者は、5授業日以内の生徒

への出席停止を含む方針を実施するための州学校規則で指定された適切な行動をとることができる。

(a) 学校の敷地、学校のバス停、通学バスの内外問わず、学校の敷地、学校の敷地と直接隣接する土地、学校主催の活動、又は学校関連の活動、式典若しくはプログラムへの破壊的な行動や深刻な破壊的な行動、若しくは

(b) 学校主催又は学校関連の学校の敷地外の場所、活動、式典若しくはプログラムへの深刻な破壊的な行動

27 2010年法第50章、2011年法第57章、2012年法第14章により、第1章第141条を次のとおり改める。

(a) 条のすぐ後に1項を追加する。

(b) ja号の直後に次号を追加する。

(jb) 生徒や学校職員によるネットワーク濫用の影響についての規定を含む州の公立学校のネットワークアクセスおよびネットワーク使用ポリシーを定める。及び

(c) 以下の項を追加すること

(2) 大臣は、少なくとも2年に1度、第1項第ja号の下で定められた方針を実施するための州学校規則を検討しなければならない。

## 第5章 より安全な地域社会及び近隣住民法

28 2006年より安全な地域社会及び近隣住民法の第6章第2条第1項を改める。

(a) 第3条第1項に基づく管理者を削除し、第b号の2行目の第3条第1項又は第26条A第1項に基づく管理者と改める。

(b) 第b号の直後に次の号を追加する。

(ba) 「ネットいじめ」は、いかなる形であれ、恐怖、脅迫、屈辱、その他の人の健康、精神的安定、自尊心、評判への損害又は傷害、及びそのようなコミュニケーションの助長を惹起することが意図、又は合理的に予測され、このような大多数を制限することなく、一般的に反復又は継続的な効果を伴い、コンピュータ、他の電子機器、ソーシャルネットワーク、テキストメッセージ、インスタントメッセージ、ウェブサイト、電子メールを含む技術の使用を介する電子通信を意味する。

(c) 第 d 号 2 行目の「州」の直後に「又は、この法律若しくは」を追加する。

(d) 第 d 号の直後に次の号を追加する。

(da) 「電子的」には、デジタル形式、電子的、磁氣的、光学的手段、又はそれらの手段と同様の手段により作成、記録、伝送、又は記憶のための機能を有する任意の他の手段による無形の方式で、作成され、記録され、送信若しくは蔵置されたものを含む。

(e) 第 e 号の直後に次の号を追加する。

(ea) 「未成年者」とは19歳未満の者をいう。

(f) 第 f 号の直後に次の号を追加する。

(fa) 「親」には、未成年者に関して、法の下で未成年者に法的義務を提供するあらゆる者、又は法律上若しくは事実上、未成年者に親権若しくは監督権を有するすべての者を含む。

(g) 第 j 号の直後に次の号を追加する。

(ia) 「対象者」とは、ネットいじめが行われたと主張し、第26条 A に基づき苦情申し立てをした者又は第26条 D 若しくは第26条 O に基づく申請をした者とする。

(2) 第 6 章の第 2 条第 3 項は、3 行目の「位置する」の後を「又はこの法律のその章について」と改める。

(3) 第6章の第2条は、さらに、第3項の直後に次の項を追加する。

(4) この法律は、ネットいじめに及んだ者が未成年者であり、その者の親が、次の場合にあるときのためのものである。

(a) その活動を知り

(b) 恐怖、脅迫、屈辱、苦痛又は他人の健康、精神的安定、自尊心、評判への危害を惹起することを知り、若しくは合理的に予測し

(c) 親がネットいじめに及び、活動の続行を防止するための措置をとることができない。

29 第6章第3条の直前に生活安全命令の見出しを加える。

30 第6章第3条第1項は、最初の行の「A」を削除し、「第26条Aが適用される場合を除き、a」と改める。

31(1) 第6章第6条第1項は、2行目の「申請」の直後の「裁判所に対して行った」を追加する。

(2) 第6章第6条第2項は、最初の行の「申請」の直後に「生活安全命令のために」を追加する。

(3) 第6章第6条第3項の最初の行にある「申請」の直後に「生活安全命令のために」を追加する。

32 第6章第8条1項の2行目の「申請」の直後に「生活安全命令のために」を追加する。

33 第6章第26条の直後に、ネットいじめ防止命令の見出しと次の条文を追加する。

26A(1) ネットいじめに対処するためのこの法律の下で出される命令を望む者は、最初に、その者又は他の者がネットいじめを受けていると考えていることを示し、局長に申し立てなければならない。

(2) 申立ては、局長が受け入れられる形式及び方法でなされなければならない。局長が必要とする情報を含まなければならない。

(3) 申立てが、他の者の代わりに、又は他人に対してなされる場合、行動を取る前に、局長は、他の者若しくはその者が未成年である場合、その者の親の同意を得なければならない。

26B(1) 申し立てを受理した後は、局長は、次のことをなす。

(a) 申し立てを調査する。

(b) さらなる情報提供を申立人に要求する。

(c) ネットいじめをしていると特定された者、又はその者が未成年者の場合にはその親、申立においてネットいじめに使用されているとされる電子機器、IP アドレス、ウェブサイト、ユーザー名、ユーザーアカウント、電子メールアドレス、その他一意の識別名により特定された者、その者が未成年である場合にはその親、若しくは局長が適切と考える他の者に警告書を送る。

(d) 申立においてネットいじめに使用されているとされる IP アドレス、ウェブサイト、ユーザー名あるいはユーザーアカウント、電子メールアドレス、あるいは他の一意の識別名により特定されたサービスの提供の中止をインターネットサービスプロバイダに要求する。

(e) 合意又は非公式の方法による申立の解決を試みる。

(f) 第26条 C、第26条 D、第26条 E 又は第33条 C 下で命令を申請する。

(g) 申立に対処しないことを決定する。

(h) 局長が適切と考える他の対処法をとる。



(2) 第1項の事項のいずれかをなす、又いつでもそれらのいずれかをなすことを中止する決定は、局長の裁量権の範囲内である。

(3) 局長が申立てに対処しない、又は対処を継続しないと決定した場合には、局長は、書面で申立人に通知しなければならない。

(4) 局長は、決定の理由を明かすことを義務付けられていない。

26C(1) 第26条Aに基づき局長が申立を受理する場合には、命令の定めるところにより、局長に情報を提供するために、第2項第a号記載の情報を所有または管理している者の要求する命令を局長は一方的に申請できる。

(2) 第1項の規定により申請に基づき、要求された情報が、申立を調査中の局長を支援し、その者の所持あるいは管理下にあることに確信した場合、裁判所は、以下のことを行うことができる。

(a) 局長にその者が要求する命令を与えること。

(i) ネットいじめのために使用されている可能性があるIPアドレス、ウェブサイト、ユーザー名、ユーザーアカウント、電子メールアドレス又はその他一意の識別子を使用している個人を識別するのに役立つ可能性のある情報

(ii) ネットいじめのために使用されている可能性があるIPアドレスに接続可能な機器の識別に役立つ可能性のある情報

(iii) 携帯電話の記録

(iv) テキストメッセージの入出力記録

(v) インターネット閲覧履歴の記録

(vi) 申立の調査に役立つであろう他の記録、及び

(b) 申立の調査を支援するために必要となる他の命令

(3) 本項の下で出された命令に従わなければならない。

(4) 第3項に違反した者は、即決判決に基づき、5,000ドル以下の罰

金若しくは6月以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

26D(1) 第4号に従い、局長が第26条A第1項の下で申立てを受ける場合には、局長は、通知の送達のために十分に被申立人を特定することができれば、指定聴聞日の10日前に被申立人へ通知し、ネットいじめ防止命令を裁判所に申請できる。

(2) 民事訴訟規則にかかわらず、第3項の規定に従い、局長は、被申立人を記名しなければならない。

(a) ネットいじめのために使用されていると識別された電子機器、IPアドレス、ウェブサイト、ユーザー名またはユーザーアカウント、電子メールアドレス、その他一意の識別子に関連付けられたすべての者、又はその者が未成年者の場合にはその親。及び

(b) ネットいじめ防止命令が求められている者に対する者、又はその者が未成年者の場合にはその親。

(3) 被申立人の氏名が不明であり、容易に確認することができない場合には、ネットいじめ防止命令の申請は、ネットいじめのために使用されていると特定されたIPアドレス、ウェブサイト、ユーザー名やユーザーアカウント、電子メールアドレス、又はその他一意の識別子によって被申立人を識別することができればよい。

(4) 局長がそうすることが望ましいと判断した場合には、予告なしに、ネットいじめ防止命令の申請は、緊急の理由で裁判所に行くことができる。

26E(1) 裁判所は、ネットいじめ防止命令のための申請を決定する際に、裁判所を補助することができる情報を所持又は管理していると確信した場合には、次のものを出すことができる。

(a) 裁判所に必要とする人を提供するための命令

(i) ネットいじめのために使用されている可能性があるIPアド

レス、ウェブサイト、ユーザー名、ユーザーアカウント、電子メールアドレス又はその他一意の識別子を使用している個人を識別するのに役立つ可能性のある情報

(ii) ネットいじめのために使用されている可能性がある IP アドレスに接続可能な機器の識別に役立つ可能性のある情報

(iii) 携帯電話の記録

(iv) テキストメッセージの入出力記録

(v) インターネット閲覧履歴

(vi) ネットいじめ防止命令関する決定を出すのに役立つであろう他の記録

(b) 申請の決定を支援するために必要な他の命令

(2) 本条の下で出された命令に従わなければならない。

(3) 第2項に違反した者は、即決判決に基づき、5,000ドル以下の罰金若しくは6月以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

26 F 申請に基づき、裁判所は、裁判所が被申立人が対象者のネットいじめに関与していたということに相当の理由があると判断した場合、ネットいじめ防止命令を出すことができる。

26 G (1) ネットいじめ防止命令は、裁判所が対象者の保護のために必要または望ましいと考える以下の規定のいずれかを含むことができる。

(a) ネットいじめに従事する被申立人に禁止する条項

(b) 対象者と直接的または間接的に通信または接触することを被申立人に制限または禁止する条項

(c) 対象者について直接的または間接的に通信することを被申立人に制限または禁止する条項

(d) 特定又はあらゆる電子的通信手段の使用を被申立人に制限又は禁止する条項

(e) 指定期間、又は期間の定めなく、被申請者と関連する、若しくはネットいじめのために被申請者により使用されている IP アドレスに接続可能な電子機器を没収する命令

(f) 被申請者にインターネット・サービス・プロバイダからサービスを受けることを中止させることを求める命令

(g) その他裁判所が対象者の保護のために必要または望ましいと考える条項

(2) ネットいじめ防止命令はその日の1年後に失効する。

26H(1) 被申請者が通知を持っていなかったか、ネットいじめ防止命令申請の聴聞に参加しなかった場合には、その命令は規則で定める方法により被申請者に送達されなければならない。

(2) その命令が送達されるまで、第1号が適用される被申請者は、ネットいじめ防止命令に拘束されない。

(3) 裁判所への申請時に、以下のことが裁判所に示された場合、裁判所は命令により、ネットいじめ防止命令の送達を省略でき、被申請者は、それによってネットいじめ防止命令の送達を受け、通知を持っているものとみなされる。

(a) 被申請者に対するネットいじめ防止命令の送達又は代替送達の試みが失敗している。かつ

(b) 被申請者が送達を回避されている。

26I(1) ネットいじめ防止命令が通知なく出されたということに対し、被申請者は、ネットいじめ防止命令の送達後20日以内に、又は裁判所がさらに許す時間内に、規則により定められた形式と方法で、局長に異議の通知を送達する。

(2) 第1項に基づき異議の通知を、局長に送達してから10日以内に、被申請者は、規則により定められた形式で、局長への通知と送達証明の写

しを裁判所に提出しなければならない。

(3) 第1項に基づく異議の通知が送達してから30日以内、又は裁判所がさらに許す時間内に、局長は、新たなネットいじめ防止命令については、26条Dの下で申請を開始することができる。

(4) 局長が第3項で述べられた申請を開始しない場合は、通告なしに局長はネットいじめ防止命令の取り消しを裁判所に求めなければならない。

(5) ネットいじめ防止命令は、本項に基づき提供又は提出された異議の通知により停止されない。

26J(1) 裁判所が適切であり、かつ当然であると確信した場合、申請に基づき、ネットいじめ防止命令が裁判所によって出された後でも、命令により次のことをすることができる。

(a) 命令の期間や条件を削除又は変更する。

(b) 命令に期間や条件を追加する。又は

(c) 命令を取り消す。

(2) 局長が申請を実行していないとき、及び、被申請者が申請を出されていないとき、第1項のもとでの命令の申請の通知は、局長及び被申請者に送達されなければならない。

(3) 第26条Hは、本条の下で出された命令に必要な変更を加えて適用される。

26K(1) 新たないじめ防止命令の申請は、以下のとき、本章に従い出すことができる。

(a) ネットいじめ防止命令の有効期限が切れているか、次の30日以内に期限切れになる。かつ

(b) 人がネットいじめ防止命令のための継続的な必要性があると考えている。

(2) ネットいじめ防止命令に伴う被申請者の遵守は、それ自体でネットいじめ防止命令の継続的な必要性がないことを意味しない。

26L(1) ネットいじめ防止命令の申請に関連する手続きに関与する者が未成年である場合には、何人も、その者の氏名、又はその者を特定する可能性が高い情報を公開、又は放送してはならない。

(2) より確実には、第1項は、対象者、被申請者、又は証人がもはや未成年者ではないとしても適用は継続される。

26M 局長又はネットいじめ防止命令の申請に関連する手続きに関与する者の請求に基づき、裁判所は公開又は放送がその者の安全性や心身を危険にさらす可能性が十分であると確信した場合に、裁判所は、申請に関連する手続きに関与する者の氏名、又はその者を特定する可能性が高い情報の公開若しくは放送を禁止する命令を出すことができる。

26N 第26条Lまたは第26条Mに基づき出された命令に違反した者は、即決判決により、次の当該各号に定める刑を科する。

(a) 個人の場合、5,000ドル以下の罰金若しくは2年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

(b) 法人の場合、50,000ドル以下の罰金に処する。

26O(1) 申立人は、申立人がネットいじめについて局長に苦情をなすとき、裁判所にネットいじめ防止命令を申請でき、かつ、局長が

(a) 申立てに対処しない、又は対処を継続しないと決定した場合、又は

(b) 既に裁判所に行った申請を放棄した場合

(2) 申立人は、裁判所に第1項第a号又は第b号に定める局長の事実確認書を提出しなければならない。

(3) 申立人の申請は、局長の確認書の日付から2か月以内にしなければならない。

(4) 第26条 D 第1項及び第2項、第26条 E、第26条 F、第26条 G、第26条 H、第26条 J並びに第26条 Kは、没収が命ぜられて、申立人に付与されたネットいじめ防止命令が任意の財物の所有権を取ることを局長に命じなければならないことを除き、申立人による申請に必要な変更と共に、適用される。

(5) 申立人による申請において、裁判所は、局長が第1項記載の事項をしたか、しなかったという事実から不利益推定をすべきでない。

26P(1) 申立人は、遅滞なく、以下のことをしなければならない。

(a) ネットいじめ防止命令の申請の通知を提出した後、局長に複写を提供する。

(b) ネットいじめ防止命令が署名された後、局長に複写を提供する。かつ

(c) ネットいじめ防止命令の申請に関連した申し込み、又は申立が却下された後に、局長に通知する。

(2) 第1項に基づき送達されなければならない文書、又は与えなければならない通知は、規制に従って送達され、又は与えられなければならない。

26Q(1) 申立人は、申請を放棄するためのいずれかの措置を取る前少なくとも30日に、申請を放棄する意図の書面を局長に通知しなければならない。

(2) 申立人は、申請を放棄してはならない。ただし、申立人が裁判所に、局長は、26Rのもとで申請を継続するつもりはないという局長の確認書を提出した場合を除く。

26R 裁判所は、局長が継続を要求し、裁判所が、申立人が継続に同意又は積極的に申請に取り組んでいないと確信している場合、申立人の申請に局長の名前を挙げることを継続することを命ずることができる。

26S 局長が、ネットいじめ防止命令の申立人の申請が根拠がない、又は濫

用である、若しくは公共の利益にないと考える場合、局長は、その却下を求め  
るため申請に介入することができる。

26 T (1) 裁判所は、申立人の申請又は申立が、根拠がない、又は濫用であ  
ると認める場合には、申請費用のための命令に加えて、申立人に州に費用  
の納付を命ずることができる。

(2) 第1項に基づいて支払われるように命じられた費用は、遅滞なく  
財務大臣に支払わなければならない。

26 U 被申請者が命令に同意している、又は申請あるいは申立に反対してい  
ないという事実にもかかわらず、命令が出されるべきであるとの判断に納得す  
る場合を除き、裁判所は、局長や申立人へのネットいじめ防止命令を許可して  
はならない。

26 V (1) 裁判所より出された命令への不服申立ては、法律問題について  
は、民事訴訟規則に従いノバスコシア州控訴裁判所になされるものとする  
る。

(2) 不服申立ては、手続の中止となるものではない。そして、不服申  
立てに基づく保護命令は、ノバスコシア州最高裁判所又はノバスコシア州  
控訴裁判所の裁判官の命令がない限り、不服申立てがないとしても実施さ  
れうる。

26 W 対処又は手続きが全くない場合には、本章に基づく申請又は不服申立  
て以外は、以下のことは開始され又は維持されうる。

- (a) ネットいじめ防止命令の作成を中止する。
- (b) 実施中のネットいじめ防止命令を中止する。
- (c) ネットいじめ防止命令を預託するか、変更する。又は
- (d) 司法審査を受けたネットいじめ防止命令を有する。

26 X (1) 被申請者は、局長からの求めに応じて、ネットいじめ防止命令に  
基づいて没収を命じられた所有物を引き渡さなければならない。



(2) 局長は、没収を命ぜられた所有物の没収を支援する法執行官に尋ねることを含むネットいじめ防止命令を実行するために必要と判断されるいかなる措置をもとることができる。

(3) 局長は、規則により定められた方法により没収された財産を蔵置し、処分しなければならない。

## 本章に基づく命令に関する事項

34 第6章第27条第3項第b号の1行目と2行目の「生活安全命令または第9条に基づく命令」を削除し、「本章に基づく命令」とする。

35 第6章は、第30条を第30第1項として、次のように番号を割り当て直す。

(a) 2行目の「機関」のすぐ後に「教育委員会」を追加する。

(b) 3行目「の」直後に「安全な電子通信及び」を追加する。

(c) 第30条第1項として番号を再割り当てされた第30条の直後に以下の条項を追加する。

(2) 局長は、ネットいじめの苦情情報を共有及び管理するための手順並びに協定を進めるために教育委員会、警察、保健当局、社会福祉機関及び他の機関や団体と協議、並びに協力をすすめることができる。

(3) 局長は、ネットいじめを防止するために、インターネットの顧客サービス情報を共有し、管理するための手順及び協定を進めるためにインターネット・サービス・プロバイダ並びに他の者又は組織と協議することができる。

36 第6章は、さらに第33条の直後に以下を追加することによって改正される。

33A(1) 本条及び第33条B、第33条C及び第36条Bにおける「記録」と

は、電子形式又はその他の形式であれ、本章の執行に関連する情報が含まれている場合がありうる本、紙、文書又はその他の物を意味する。

(2) 第26条 B に基づき、調査目的のために、局長は、適正な期間、

(a) 第3項に従い、ネットいじめの苦情に関連する記録又はその他の物を含む合理的な根拠に基づき、建物への立ち入り検査を行う。

(b) ネットいじめが発生しているかどうかを判断するために必要と認める写真撮影及びあらゆる種類の録音又は録画をする。

(c) ネットいじめの苦情に関連する記録又はその他の物を含む合理的な根拠に基づき、検査のために、機器又は設備を製造する人を要求する。

(d) ネットいじめの苦情に関連する記録又はその他の物を含む合理的な根拠に基づき、検査のために、複写または記録するための人を要求する。かつ

(e) 印刷出力又は他の明確な出力の形で、データを複製し、若しくは複製させ、印刷出力若しくはその他の出力を差し押さえる。

(3) 局長は、以下の場合に建物に立ち入ることができる。

(a) 占有者の同意を得て、又は

(b) 第33条 c により発した命令の権限に基づき

(4) 何人も、局長が、本章の規定により活動している間、局長に対し、妨げ又は遅らせ、虚偽又は誤解を招くような陳述をしてはならない。

(5) 第4項に違反した者は、即決判決に基づき5,000ドル以下の罰金又は1年以下の自由刑とする。

33B(1) 局長は、第33条 A に従って検査された、又は第33条 C の下で出された命令に従って取られた記録の複写を作成することができる。

(2) 本条に従い作られた複写であることが、局長により証明された記録の複写は

(a) オフィスの証明または証明書に署名したことを主張している人の署名なしで、証拠として認められる。そして、

(b) 元の記録と同じ証明力を持っている。

(3) 第33条 A に従って検査された記録の複写、又は第33条 C に基づく命令が行われた後、局長は、確実に、原本を速やかに戻さなければならない。

(a) それらが移動された場所から、又は

(b) 局長が記録を所持している人又は記録を管理している人と合意することができる他の場所。

33 C (1) 第33条 A の目的のため、又はネットいじめの苦情若しくはネットいじめに関する命令に関連する他の目的のために、局長は、以下のことを局長に認める命令を裁判所に一方的に申請できる。

(a) 命令で名指しされている建物に立ち入り、検査を行い、かつ

(b) 局長が、ネットいじめの苦情に関連するあらゆる情報が含まれている、又はネットいじめに関する命令の対象であると局長が考えている記録若しくは他の物の所有権を取得する。

(2) 裁判所は、裁判所が、建物への立入が、第33条 A の目的のため、又はネットいじめの苦情若しくはネットいじめに関する命令に関連する他の目的のために必要であると確信した場合、建物に立ち入り、検査を行うため、及び記録や他の物の所有権を取るための命令で認められた管理者及び指名された者に命令を出すことができる。

37 第6章は、さらに第36条の直後に以下の条文を追加する。

36 A (1) ネットいじめ防止命令に従わない者に対しては、刑罰を科する。

(2) 何人も、ネットいじめ防止命令が出されていることを知って、命令に反する活動を引き起こし、寄与し、又は、可能にしてはならない。

(3) 第1項又は第2項に違反した者は、即決判決に基づき、6月以下の自由刑若しくは5,000ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

36B(1) 本章に従って提示または提供される必要がある情報または記録を破壊してはならない。

(2) 第1項に違反した者は、即決判決に基づき以下の当該各号の刑を科す。

(a) 個人の場合、2年以下の自由刑若しくは5,000ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(b) 法人の場合、5万ドル以上の罰金に処する。

38 第6章の第63条は、第a号の直後に次の号を追加することによって改正される。

(aa) 財産の損失または財産に対する損害を含むネットいじめ防止命令に基づく財産の没収によって生じた損害または違法行為に対する補償

39 第6章の第66条第2項第a号は、2行目の「又は第9条の下での命令」を削除し、「第9条の下での命令又はネットいじめ防止命令」と改める。

40 第6章第67条を次のように改める。

(a) 第a号の直後に次の号を追加する。

(aa) この法律の章で公衆安全局長という公務員に指名された者は、第2条第1項の目的で、指定者に定められている。

(b) 第e号の直後に次の号を追加する。

(ea) ネットいじめ防止命令の送達に関して

(eb) 第26条Iの下での異議通知書の形式、送達及び提出に関して

(ec) この法律に基づき押収された財産の保管及び処分に関して

及び

(c) 第 j 号の直後に次の号を追加する。

(ja) この法律において使用される単語又は表現を定義する。

41 第 6 章は、さらに第 67 条以下の直後に次の条文を追加する。

67 A (1) 大臣は、本条の施行後 3 年間、並びにその後 2 年毎に第 26 条 A ないし第 26 条 X 及びこの法律の関連諸規定に基づく局長の活動を再検討しなければならない。

(2) 大臣は、議会が会期中の場合は、第 1 項に基づき遂行された再検討の報告書を下院議会において審議しなければならない。会期外の場合は、議会の事務局に第 1 項に基づき遂行された再検討の報告書を提出しなければならない。

## 第 6 章 施 行

42 この法律は、議会において知事が命じ、布告を宣言したときから効力を発する。

### IV おわりに

我が国の「いじめ防止対策推進法」においては、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（2 条）と定義している。しかし、ネットいじめは、一定の人的関係にある者からの攻撃に留まらず、拡散された情報に基づいて全く人的関係のない者から一方的にいわれなき誹謗・中傷

等の攻撃をされる場合もある。<sup>(11)</sup>

大分県では、いじめ防止基本方針<sup>(12)</sup>に基づき、いじめが学校だけで解決が難しくなった場合に「いじめ解決支援チーム」を学校に派遣している。全国で初めての試みという。<sup>(13)</sup>

いじめは、外部からは分かりにくい。ネットの中で行われるネットいじめであればなおさらである。ネットいじめは、教育問題であるとともに、ICTが関わる問題でもある。単に児童・生徒をネット社会から隔離することは何の解決にもならない。技術的観点を含めた検討もする必要がある。また、学校内のみで対処するのではなく、警察等の外部諸機関との連携を進めていくことも重要である。その点でノバスコシア州の取り組みは大変興味深い。適切な解決策を導くためには、軽微ないじめにも目を向け、家庭や教育現場で細やかな目配りでいかに把握するかが課題になろう。今後も引き続き検討を続けていきたい。

- 
- (11) たとえば、成人に対する例として、スマイリーキクチ『突然、僕は殺人犯にされた： ネット中傷被害を受けた10年間』竹書房（2014年）参照。
- (12) <http://kyouiku.oita-ed.jp/sidou/ootaken%20ijimebousikihonhousin.PDF>（2014年10月26日確認）
- (13) 朝日新聞2014年10月23日付朝刊
- (14) 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知）において、「問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。」として犯罪行為の可能性のある問題行動について警察と連携・協力した対応を求めている。また、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」（平成24年11月2日付け24文科初第813号文部科学省初等中等教育局長通知）において、改めて、学校において早期の警察への相談と、警察と連携した対応を取ることを求めている。

#### 参考文献

井樋三枝子「【カナダ】サイバーいじめ対応及び防止のための州法改正」外国の立法257-1号（2013年）4頁